

# 相模原二次保健医療圏 病床整備事前協議

令和4年8月  
相模原市



# 病床に係る相模原圏域の状況など ①

## 1 提案説明

令和4年4月1日現在、相模原二次保健医療圏において、次のとおり既存病床数が基準病床数を下回っていることから、「病院等の開設等に関する指導要綱」第4条の規定により、その状況が病床整備事前協議の対象とするに足りるものであるか否か及び地域に必要な病床機能などについて、ご意見を伺うもの。

〔表1〕

神奈川県第7次保健医療計画(H30～R5)における  
相模原構想区域の基準病床数

| 基準病床数<br>(A) | 既存病床数<br>(B) | 差引<br>(B - A) |
|--------------|--------------|---------------|
| 6,545        | 6,462        | △83           |



## 病床に係る相模原圏域の状況など ②

### 2 相模原圏域の現状(R2)と必要病床数(R7)

〔表2〕

| 病床機能区分     | 病床機能報告 (R2) | 必要病床数 (R7)    |
|------------|-------------|---------------|
| 高度急性期      | 888         | 808           |
| 急性期        | 2, 348      | 2, 305        |
| <b>回復期</b> | <b>411</b>  | <b>1, 710</b> |
| 慢性期        | 2, 629      | 2, 413        |
| 休棟中等       | 80          |               |
| 合計         | 6, 356      | 7, 236        |

➡回復期病床のみ必要病床数を下回っている。



# 本日協議いただきたい事項

## (1) 病床整備事前協議の実施の可否

- ア 病床整備事前協議を行う
- イ 今年度は病床整備事前協議を見合わせる

## (2) 応募の対象とする病床機能等 ※病床整備事前協議を行う場合

- ・市内の既存の医療機関による増床計画を優先し、次の病床機能を対象とする。

### ①回復期機能の病床

(急性期を経過した患者の在宅復帰に向けた医療、リハビリテーションを提供する機能、在宅患者や介護施設で療養している患者の急性増悪を受け入れる施設)



# 令和4年度 病床整備事前協議の実施(案)①

## 1 配分方法

基準病床数の範囲内で、公募により配分を行う。

## 2 対象医療機関等

(1) 病床機能区分は、回復期を担うもの(表3)とする。

〔表3〕 回復期を担う病床として算定する入院料等

| 病床機能      | 診療報酬上の入院料等                                                                                                   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 回復期<br>機能 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・回復期リハビリテーション病棟入院料</li> <li>・地域包括ケア病棟入院料 または 地域包括ケア入院医療管理料</li> </ul> |

(2) 相模原市内の既存の医療機関の増床を優先とする。



# 令和4年度 病床整備事前協議の実施(案)②

## (3) 配分条件

原則として、次の表4の期間内までに医療法に基づく病院等の開設等の許可申請又は、工事契約の締結を行い当該工事契約書の写しの提出を行うこと。

〔表4〕

| 項 目       |                 | 事 項                    | 期 間               |
|-----------|-----------------|------------------------|-------------------|
| 工事を伴わない場合 |                 | 医療法に基づく病院等の開設等の許可申請    | 翌年(令和5年)の11月30日まで |
| 工事を伴う場合   | 改修等による増床        | 工事契約を締結し、当該工事契約書の写しを提出 | 病床配分決定通知日から1年以内   |
|           | 移転再整備又は増改築を伴う増床 |                        | 病床配分決定通知日から2年以内   |
|           | 再開発事業等を伴う新設     |                        | 事業計画で予定する期日       |
|           | 上記以外の場合         |                        | 市と調整の上必要と認めた期間    |



## 配分に当たっての考え方（案）

### ■ 病床の配分は、次の視点で総合的に評価して行う。

- (1) 地域の医療需要との整合性
- (2) 地域医療連携等に係る調整状況
- (3) 運営計画（人材確保計画、資金計画）の実現性
- (4) 整備計画（土地確保、建築計画）の確実性

### ■ 配分後の病床機能の維持について、次の点を要件とする。

- (1) 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの機能と病床数を維持すること。
- (2) 10年経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。



# 病床整備事前協議の流れ(イメージ図①)

## 地域医療構想調整会議 [8月2日]

- 病床整備に関する考え方について県が意見聴取
- 公募条件（配分すべき機能）の検討

## 相模原市地域保健医療審議会 [9月]

- 病床整備に関する考え方について市が意見聴取
- 公募条件（配分すべき機能）の検討

市長が対応方針（事前協議の実施可否）を決定 [9月]

## 神奈川県保健医療計画推進会議 [9月]

市の対応方針について県が意見聴取

## 神奈川県医療審議会 [10月]

市の対応方針について県が報告

※新規設置予定  
（病床の応募に対して、  
評価・配分案を検討する審議会）

## (仮称)相模原市病床整備検討委員会 [9月]

- 公募条件（配分すべき機能）の確認
- 評価方法の検討

市長が公募要項を決定 [9月]

公募開始 [10月]

## 地域医療構想調整会議 [11月]

- 公募開始及び公募要項を報告



# 病床整備事前協議の流れ(イメージ図②)

公募終了〔11月〕

(仮称)相模原市病床整備検討委員会 〔12～1月〕  
○配分案の作成（配分先医療機関、病床数）

地域医療構想調整会議 〔1月〕  
○配分案に関して県が意見聴取

相模原市地域保健医療審議会 〔2月〕  
○配分案に関して市が意見聴取

市長が配分案を決定〔2月〕

神奈川県保健医療計画推進会議 〔2月〕 相模原市の配分案について県が意見聴取

神奈川県医療審議会 〔3月〕 相模原市の配分案について県が報告

県知事からの報告を受けて、市長が決定通知を交付 〔3月〕

